



令和4年度源泉部会講習会 受講者募集のご案内

企業が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。そのうち、経理担当者として、判断を求められる回数が多いものの1つに「源泉所得税」があります。

本講習会では「源泉所得税」の基本を学ぶ初級講座と、事例問題を中心とした上級講座の2講座に分けて講習します。源泉徴収事務の経験の浅い方、さらに詳しく勉強したい方、それぞれ選択してお申し込みください。

《研修内容》 「令和4年度 源泉部会講習会 講習要項」(2～3頁)を参照ください。

《会場》 甲府会場 アピオ甲府タワー館 6階
 韮崎会場 東京エレクトロン韮崎文化ホール 会議室
※参加者の都合により、その都度どちらの会場でも受講が可能です。

《時間》 初級講座 午前10時15分～正午 (1時間45分)
 上級講座 午後1時30分～3時15分 (1時間45分)
※第3回、第5回、第6回は、初級講座・上級講座ともに研修内容が同じため、合同にて開催致します。
 第3回 午後1時30分～3時15分 (1時間45分)
 第5回 午後1時30分～4時 (2時間30分)
 第6回 午後1時30分～3時15分 (1時間45分)

《講師》 甲府税務署 源泉所得税担当官

《受講料》 無 料

《申込方法》 参加申込書に必要事項を記入し、FAX・URLまたはQRコードにてお申し込みください。

申込先 公益社団法人甲府法人会事務局

甲府市中央4-12-21

FAX 055-237-7790

URL <http://forms.gle/N9f25Urkecu7soDF9>

照会先 電話 055-237-7774 (代)

締切日 令和4年6月3日(金)



《その他連絡事項》

- ①初級講座、上級講座ともに全6回出席された方に、修了証書と記念品を贈呈します。
- ②講習要項をご参照いただき、初級講座・上級講座のどちらかを選択してお申し込みください。
(両方受講する事も可能です。)
- ③本講習会を過去に受講された方も再受講できます。
- ④開催日時など変更となる場合もございますので、毎回FAX又はメールにてご案内します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を図りながら実施いたします。

令和4年度 源泉部会講習会 講習要項 (初級講座)

| | 開催日 | 研修項目 | 研修内容 |
|-----|----------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 甲府会場 6月22日(水) | 源泉所得税の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収制度の説明 ○ 源泉所得税事務の仕組 ○ 申請書・申告書・届出書について |
| | 韮崎会場 6月23日(木) | 給与・賞与の税額計算 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「源泉徴収税額表」の見方 ○ 計算方法 ○ 納付書の書き方や納付方法 |
| | | 所得税関係の改正 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正の内容 |
| 第2回 | 甲府会場 8月25日(木) 韮崎会場 8月24日(水) | 特殊な給与・現物給与の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ○ 課税・非課税となる給与 ○ 新型コロナウイルスに対する在宅勤務、見舞金について ○ 各種手当・物品支給・経済的利益など |
| 第3回 | 甲府会場 9月15日(木) 韮崎会場 9月14日(水) | 退職所得の源泉徴収事務 ※初級講座・上級講座 合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職所得の範囲 ○ 退職所得の課税年分 ○ 退職所得の計算と源泉徴収 |
| 第4回 | 甲府会場 10月13日(木) 韮崎会場 10月12日(水) | 年末調整事務 【初心者向け講座】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整のしかた (概要解説及び問題演習) |
| 第5回 | 甲府会場 11月2日(水) 韮崎会場 11月8日(火) | 年末調整事務 (各種用紙配布) ※初級講座・上級講座 合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整のしかた ○ 法定調書の作成と提出 ○ 給与支払報告書について |
| 第6回 | 甲府会場 1月19日(木) 韮崎会場 1月24日(火) | 給与所得者の確定申告 ※初級講座・上級講座 合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整で受けることができない控除 (医療費控除・住宅借入金等特別控除(1年目)等) ○ 給与所得者で確定申告が必要となる場合 (給与以外に収入がある場合) |

令和4年度 源泉部会講習会 講習要項 (上級講座)

| | 開催日 | 研修項目 | 研修内容 |
|-----|-------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第1回 | 甲府会場 6月22日(水) | 非居住者又は外国法人等に支払う所得の源泉徴収事務 | ○ 源泉徴収の課税対象となる支払 |
| | 韮崎会場 6月23日(木) | 海外派遣社員給与の取扱い等 | ○ 居住者非居住者の判定 |
| 第2回 | 甲府会場 8月25日(木) | 誤りやすい事例 | ○ 国外扶養親族に係る扶養控除等 |
| | 韮崎会場 8月24日(水) | 所得税関係の改正 | ○ 改正の内容 |
| | | 年末調整の電子化及び年末調整ソフトについて | ○ 年末調整の電子化及び年末調整ソフトの概要 |
| 第3回 | 甲府会場 9月15日(木) | 退職所得の源泉徴収事務 ※初級講座・上級講座 合同開催 | ○ 退職所得の範囲 |
| | 韮崎会場 9月14日(水) | | ○ 退職所得の課税年分 ○ 退職所得の計算と源泉徴収 |
| 第4回 | 甲府会場 10月13日(木) | 消費税について | ○ 可否判定の基本 (課税・非課税・不課税) |
| | 韮崎会場 10月12日(水) | | ○ 税額計算 (課税売上と課税仕入) ○ 現物給与と消費税 ○ 改正の内容・軽減税率等 |
| 第5回 | 甲府会場 11月2日(水) | 年末調整事務 (各種用紙配布) ※初級講座・上級講座 合同開催 | ○ 年末調整のしかた |
| | 韮崎会場 11月8日(火) | | ○ 法定調書の作成と提出 ○ 給与支払報告書について |
| 第6回 | 甲府会場 1月19日(木) | 給与所得者の確定申告 ※初級講座・上級講座 合同開催 | ○ 年末調整で受けることができない控除 (医療費控除・住宅借入金等特別控除(1年目)等) |
| | 韮崎会場 1月24日(火) | | ○ 給与所得者で確定申告が必要となる場合 (給与以外に収入がある場合) |



令和4年度 源泉部会講習会 参加申込書

令和4年 月 日

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 法 人 名 | (従業員数 名) |
| 所 在 地 | 〒 |
| 電 話 番 号 | |
| F A X 番 号 | |
| メー ル ア ド レ ス | |
| 受 講 者 | フリガナ |
| | 氏 名 |
| ①受講講座 ・ 初級講座 ・ 上級講座 (希望する講座に○印をしてください。) ※ 初級講座と上級講座の両方受講も可能です。 | |
| ②希望会場 ・ 甲府会場 ・ 韮崎会場 (主に希望する会場に○印をしてください。) | |
| ③令和3年度の年末調整事務について 手書きによる年末調整 電子機器による年末調整 (どちらかに○印をしてください。) | |

※上記申込書にご記入の上、甲府法人会事務局にFAXにてお申込みください。
参加希望者が複数の場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

※インターネットでの申し込みの場合、下記のURLまたはQRコードをご利用ください。
URL <http://forms.gle/N9f25Urkecu7soDF9>



※ご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、講習会等のご案内や管理でのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

締切日 令和4年6月3日(金)

連絡先 公益社団法人甲府法人会事務局
〒400-0032 甲府市中央 4-1 2-2 1
F A X 0 5 5 - 2 3 7 - 7 7 9 0

